

**東京都北区子どもの権利擁護委員  
令和 6 年度活動報告書**

**令和 7 年 10 月**

# 目次

## はじめに

1. 東京都北区子どもの権利擁護委員  
代表擁護委員 佐賀 豪 ..... P1～P2

## 東京都北区子どもの権利擁護委員の概要

1. 東京都北区子どもの権利擁護委員 ..... P3
2. 北区子どもの権利と幸せに関する条例 ..... P4
3. 北区子どもの権利擁護委員活動の歩み ..... P5

## 相談・対応状況

1. 子どもの権利相談窓口 ..... P6～P7
2. 相談・対応実績 ..... P8～P9

## 普及・啓発活動

1. 子どもの権利に関する出前講座の実施 ..... P10

# はじめに

東京都北区子どもの権利擁護委員  
代表擁護委員 佐賀 豪



2024年秋から相談業務が開始し、この約半年の間の相談は、活動報告書にもあるように面接相談まで進むことはほとんどなく、ホームページでの相談フォームからの問い合わせが大半であった。

北区の相談フォームは、自分たちで編集することが容易であったため、問い合わせから面接相談に繋がらない点をどのように解消するか会議で協議し、何点かフォーム改定を実施したが、課題解消とはならなかった。そこで、フォームには連絡をしててくれたことに感謝のメッセージを表示する仕様として、その後の相談に繋がるような言葉を残すことにした。このような相談フォームの改訂に加え、なぜ面接相談にまで繋がらないかという点も率直に会議で話し合いを重ねた。

北区では、「子どもの権利と幸せに関する条例」の制定までのプロセスで、子どもが参画して条例を制定した経緯があり、そのため、子どもにとってこの条例や子どもの権利擁護委員がより身近な存在となることを期待していた。ところが、条例そのものと、子どもの権利擁護委員の存在が同じレベルで認識されておらず、改めて子どもの権利擁護委員を、子どもに身近な存在として普及する取り組みが必要であることを痛感した。

令和6年度は、区の公の施設で子どもの居場所となっている児童館、特にティーンズセンターを訪問し、子どもの権利擁護委員の認知度を上げると同時に、子どもからの相談の受ける場としてティーンズセンターで活動することを念頭に、様々な調査を実施した。

結果、児童館を利用する子どもの利用ニーズは多種多様で、必然、子どもの一人一人が何かしら悩みを抱えている可能性もあるものの、児童館として、それを支える仕組みが十分でないことがわかつってきた。

そこで、翌年の令和7年度、本年度の6月より、ティーンズセンターにて、夕方の時間帯に子どもたちと交流しながら、悩み事・困り事相談の受付を開始した。(子どもの権利擁護委員2名体制のため浮間ティーンズセンターでのみ実施中)

子どもの権利擁護事業は、子どもからの相談を端緒に開始する。そのため、子どもにとってこの事業利用のハードルが下がることがとても重要となる。しかし、皆さんもよくよく考えてみて欲しいのだが、見ず知らずの第三者にいきなり相談することを子どもの時だけでなく、大人になってもやるだろうか。

医療・法律といった専門性の高い相談であれば、専門家である医師・弁護士にということにはなるが、自分が抱えている悩みというのは、まずは身近な人、子どもであれば親や学校の先生に相談するのが通常ではないだろうか。また、子ども自身が、自分の悩みが弁護士など法律の専門家に相談すべき内容かどうかを判断することは不可能である。

となれば、「子どもたちの相談の受け皿を用意するのであれば、子どもにとって身近な存在となることが、何よりもまず大切なことなのではないか。」と、子どもの権利擁護委員として考え、ティーンズセンターでの子どもたちとの交流をその第一歩とした。

また、子どもにとって身近な存在である大人にも、我々の活動のことを正確に理解してもらえば、そこから子どもの相談に繋がることも考えられる。そのため、子どもに関りのある大人に、我々の存在・制度を認知してもらうことは非常に有益である。

そのため、区内の小・中学校に出向いて、子どもたちに「子どもの権利」や「子どもの権利擁護委員」について普及・啓発する出前講座を、子どもにとって身近な大人である「学校の先生」にも知ってもらう場としてするとともに、新たに学外で「子どもに関する活動をしている組織」に対しても、子どもの権利に関する講演・研修などを実施することにした。

制度は「制度」に過ぎず、子どもにとって利用しやすい仕組みとするためには、別途、様々な工夫が必要である。子どもの権利擁護委員として、今後も様々な工夫を検討し、子どもたち皆の子どもの権利が守られ、幸せと感じられる社会の実現への一端を担えるよう邁進していく所存である。

# 東京都北区子どもの権利擁護委員の概要

## 1. 東京都北区子どもの権利擁護委員

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例（以下、条例とする）第24条の規定に基づき、子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図ることを目的に、令和6年7月1日から東京都北区子どもの権利擁護委員（以下、権利擁護委員とする）が設置されています。

権利擁護委員の担当する仕事は、条例第24条において次の通り定められています。

- ① 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること
- ② 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること
- ③ 子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること
- ④ 子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見の表明をすること
- ⑤ 子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関するこ

### ●子どもの権利擁護委員の任命

権利擁護委員は人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者の中から北区長が委嘱します。任期2年で再任も可能です。

令和6年7月（委嘱を開始した月）から令和7年10月（年度報告を実施した月）までに委任された委員は次のとおりです。

氏名	職業等	委嘱期間
佐賀 豪 (さが たけし)	弁護士	令和6年7月～
田畠 智砂 (たばた ちさ)	弁護士	令和6年7月～令和7年5月
北條 友里恵 (ほうじょう ゆりえ)	弁護士	令和7年6月～

## 2. 北区子どもの権利と幸せに関する条例

北区では、未来を担う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう「子どもの権利」を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的として、「北区子どもの権利と幸せに関する条例」を令和6年4月1日に制定しました。

### ●条例の基本理念

- 1 子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一とします
- 2 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重しあい、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されます
- 3 子どもが将来への夢と希望をもって、幸せな状態で生活を送れるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備します

### ●保障される 11 の子どもの権利

- 1 自分の意見、考え、気持ち等を表明し、およびそれが尊重されること
- 2 身体的または精神的な暴力を受けないこと
- 3 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性のあり方等により差別をされないこと
- 4 安全・安心に過ごせること
- 5 ゆったりと安心できる場所で休めること
- 6 プライバシーが大事にされること
- 7 遊ぶこと
- 8 様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと
- 9 くり返し挑戦できること
- 10 なやんでいること、困っていること等を相談できること
- 11 一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること



### 3. 北区子どもの権利擁護委員活動の歩み

令和6年4月1日の「北区子どもの権利と幸せに関する条例」施行以降の活動の歩みは次のとおりです。

時期	内容
令和6年 4月	東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例施行
7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 北区子どもの権利擁護委員の任命（2名）</li><li>・ 地域向けの特別講演会を開催</li><li>・ 区内小学校（星美小）で出前講座を実施</li></ul>
9月	子どもの権利相談窓口開設（随時相談対応）
11月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区職員向け特別講義を実施</li><li>・ 児童館まつりにて子どもの権利に関する読み聞かせ講座を実施（2回）</li></ul>
令和7年 1月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域関係団体の会合にてパネルディスカッション形式の講義を実施</li><li>・ 子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談窓口普及用動画の作成</li></ul>
令和7年 2月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区内小学校（谷端小）で出前講座を実施</li><li>・ 区職員向け特別講義を実施</li><li>・ 区民向けパネルディスカッションを開催</li></ul>
3月	区内中学校（明桜中）で出前講座を実施



## 相談・対応状況

### 1. 子どもの権利相談窓口

北区在住・在学・在勤の子どもや、子どもに関わりのある方（大人）が、子どもの権利侵害に関する相談ができる窓口を令和6年9月10日に開設しました。

#### （1）運営体制

相談体制	<ul style="list-style-type: none"><li>子どもの権利擁護委員 2名</li><li>子どもの権利相談補助員 2名</li><li>事務局</li></ul>
相談対象	<ul style="list-style-type: none"><li>北区在住・在学・在勤の子ども（18歳未満）</li><li>上記の子どもに関わりのある方（大人）</li></ul>
相談方法	<ul style="list-style-type: none"><li>電話：03-5948-6882</li><li>フォーム：北区公式ホームページから</li></ul>
受付時間	<ul style="list-style-type: none"><li>電話：平日午前9時から午後5時まで</li><li>フォーム：24時間受付</li></ul>
所在地	北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎1階2番 子ども未来部 子ども未来課 子ども未来係内



## (2)相談の流れ

### ① 相談受付

電話・フォームから相談を受付けます。子どもの権利相談補助員が受付を対応し、子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」）との面接に繋ぎます。

### ② 面接

権利擁護委員と直接面接することで相談を受けます。基本子ども本人（大人の同行は可）との面接となります。事情によっては大人だけでの相談を受けることも可能です。

### ③ 助言・支援

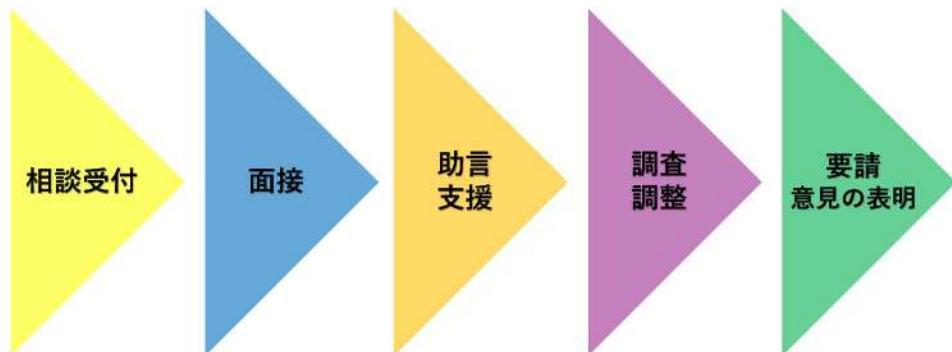
相談対象である子ども（以下「対象者」）の権利が守られ、幸せな状態で生活を送ることができることを一緒に考え、権利擁護委員がアドバイスや関係機関との橋渡しなどを行います。

### ④ 調査・調整

対象者の意向により、権利擁護委員が対象者の関係する機関や施設に直接出向いて、聞き取りをしたり、対象者の気持ちなどを代わりに伝えたりすることがあります。

### ⑤ 要請・意見の表明

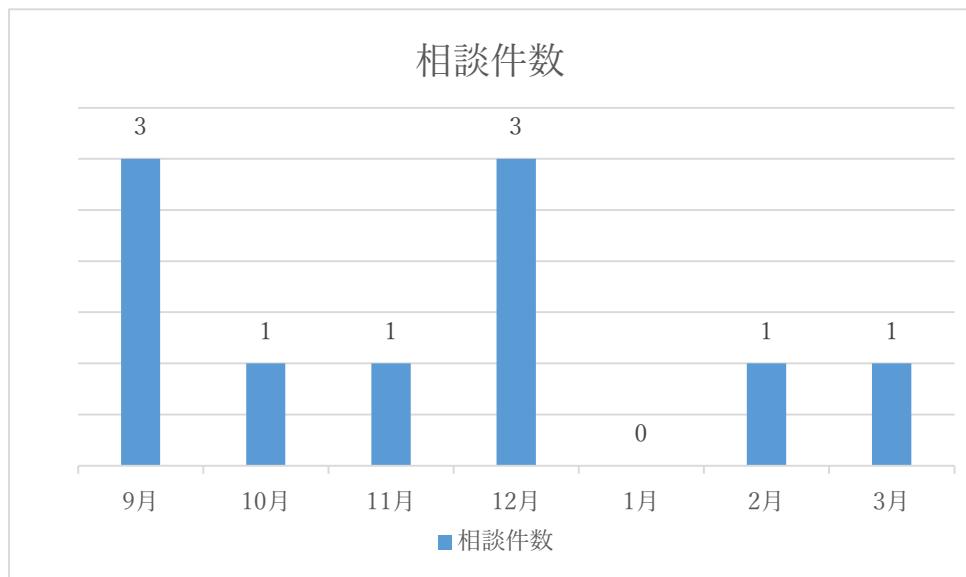
対象者の意向により、権利擁護委員が関係機関に対して状況の改善を求めたり、権利を保障するための意見を表明することができます。



## 2. 相談・対応実績

### (1) 相談件数

子どもの権利相談窓口開設初年度の相談件数は、令和6年9月から令和7年3月までの間で計10件でした。月別の相談実績は次のとおりです。

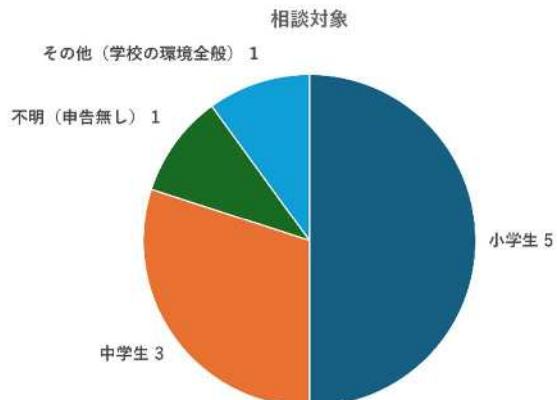
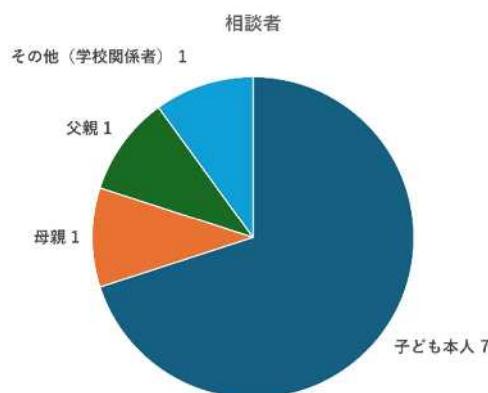


### (2) 相談者

初回の相談者は「子ども本人」7件、「母親」1件、「父親1」件、「その他（学校関係者）」1件でした。

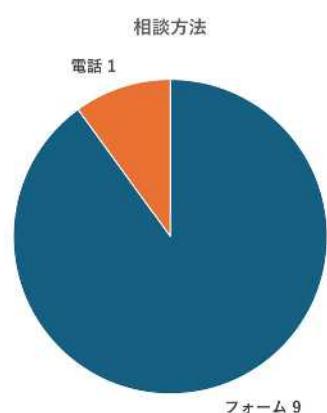
### (3) 相談対象

相談の対象となる子どもの所属は「小学生」5件、「中学生」3件、「不明（申告無し）」1件、「その他（学校の環境全般）」1件でした。



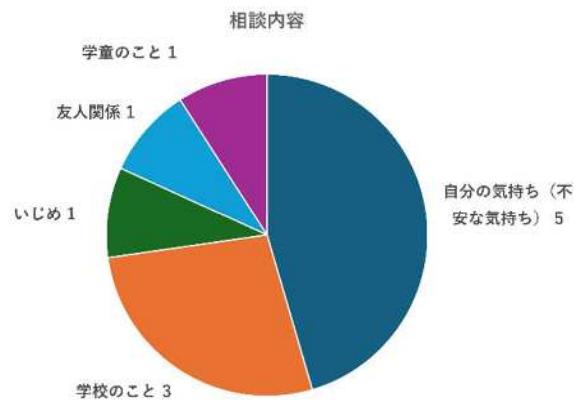
#### (4) 相談方法

初回の相談方法は「フォーム」が9件、「電話」が1件でした。



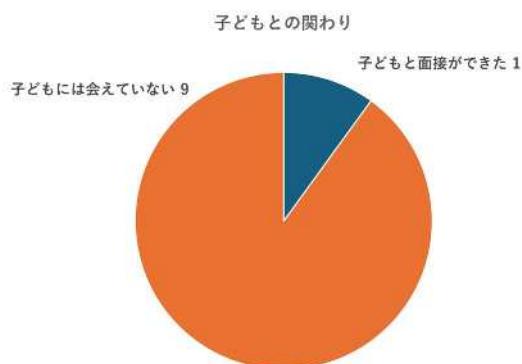
#### (5) 相談内容

具体的な相談内容は「自分の気持ち（不安な気持ち）」4件、「学校のこと」3件、「いじめ」1件、「友人関係」1件、「学童のこと」1件でした。



#### (6) 子どもとの関わり

相談受付後、実際に対象となる子どもと面接出来たケースは1件でした。



## 普及・啓発活動

### 1. 子どもの権利に関する出前講座の実施

子どもの権利擁護員は役割の一つとして、「子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関するここと」という普及啓発活動も担っています。

令和6年度から子どもの権利擁護委員や事務局が区内小・中学校を訪問し、「子どもの権利」や「北区子どもの権利と幸せに関する条例」について説明する出前講座を実施しています。

令和6年度は小学校2校（区立谷端小学校/私立星美小学校）と中学校1校（区立明桜中学校）で出前講座を実施しました。また、その他にも普及啓発を目的に区民向け講演会や、地域向け・職員向けの講座などを実施しました。

